

令和6年 壱岐市議会定例会 12月 会議録 (第6日)

議事日程 (第6号)

令和6年12月20日 午前10時00分開議

日程第1	議案第52号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第53号	壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第55号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市地域福祉活動拠点施設)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第60号	壱岐市地域防災計画の修正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第62号	令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第63号	令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第64号	令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	陳情第2号	国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情書	総務文教厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第9	議案第54号	壱岐市国民宿舎条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第56号	公の施設の指定管理者の指定について (へい死獣畜一時保管処理施設)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第57号	公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について (イルカパーク)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第12	議案第58号	公の施設の指定管理者の指定について (勝本総合運動公園)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第59号	第4次壱岐市総合計画の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第14	議案第65号	令和6年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第66号	令和6年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第67号	令和6年度壱岐市下水道事業会計補正予算 (第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第61号	令和6年度壱岐市一般会計補正予算 (第5号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	認定第1号	令和5年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議・討論あり・認定

日程第19 発議第3号	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の改正・延長に向けた意見書の提出について	提出議員 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・可決
日程第20 議員派遣の件		原案のとおり決定
日程第21 委員会の閉会中の継続調査の申し出の件		申し出のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 松本 順子君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 山内 豊君	6番 中原 正博君
7番 山川 忠久君	8番 植村 圭司君
9番 清水 修君	10番 土谷 勇二君
11番 音嶋 正吾君	12番 豊坂 敏文君
14番 市山 繁君	15番 赤木 貴尚君
16番 小金丸益明君	

欠席議員 (1名)

13番 中田 恭一君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 村田 靖君	議会事務局次長 松永 淳志君
議会事務局書記 柳原 隆次君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	平田 英貴君

企画振興部部長	……………	塚本 和広君	市民部部長	……………	吉田 博之君
保健環境部部長	……………	草合 正吉君	農林水産部部長	……………	松嶋 要次君
建設部部長	……………	平本 善広君	消防本部消防長	……………	山川 康君
教育次長	……………	目良 顕隆君	総務課課長	……………	横山 将司君
財政課課長	……………	原 裕治君	会計管理者	……………	篠崎 昭子君
代表監査委員	……………	吉田 泰夫君			

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

中田議員から、欠席の届出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第52号～日程第8. 陳情第2号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第52号から、日程第8、陳情第2号までの以上8件を一括議題とします。

本件については、総務文教厚生常任委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。植村圭司総務文教厚生常任委員会委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 令和6年12月20日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第52号壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第53号壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第55号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市地域福祉活動拠点施設）、原案可決。

議案第60号壱岐市地域防災計画の修正について、原案可決。

議案第62号令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第63号令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第64号令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

続きまして、陳情です。

令和6年12月20日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

記。

受理番号、陳情第2号、付託年月日、令和6年12月11日、件名、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情書、審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見、陳情の趣旨を尊重すること。

措置、意見書提出。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容に対して提出者に質疑することはできませんので申し述べておきます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから議案第52号、53号、55号、60号及び62号から64号の7件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号、53号、55号、60号及び62号から64号の7件を一括採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第52号、53号、55号、60号及び62号から64号までの7件は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。陳情第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、陳情第2号は採択することに決定しました。

日程第9. 議案第54号～日程第16. 議案第67号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第9、議案第54号から日程第16、議案第67号までの以上8件を一括議題とします。

本件については、産業建設常任委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。中原正博産業建設常任委員会委員長。

〔産業建設常任委員長（中原 正博君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（中原 正博君） 令和6年12月20日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。産業建設常任委員会委員長、中原正博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第54号壱岐市国民宿舎条例の一部改正について、原案可決。

議案第56号公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）、原案可決。

議案第57号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（イルカパーク）、原案可決。

議案第58号公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）、原案可決。

議案第59号第4次壱岐市総合計画の策定について、原案可決。

議案第65号令和6年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第66号令和6年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第67号令和6年度壱岐市下水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから産業建設常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑はありませんので、これで産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（中原 正博君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、議案第54号及び56号の2件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号及び56号の2件を一括採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第54号及び56号の2件は原案どおり可決されました。

次に、議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第57号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について反対討論を行います。

検討委員会の報告は、イルカの死因は肝障害のみに断定することはできないとしています。つまり、何をすればイルカの生存年数を延ばすことができるかは、一つではなく、いろいろ考えられるということでもあります。いろいろやってみることでしかないということでもあります。

イルカを健康に飼育するには、よい水、よい餌、よいトレーニングは必要だと、1人の委員の方が述べられております。

よい水について言うと、生育環境として、水温は冬は10度以下、夏は30度以下になることから、イルカにとって大きな負担となっていると思われましてもしています。

塩分低下は、表層の塩分の低下が見られ、イルカにとって苛酷な環境となっているとも報告書は述べています。

夏の水質は悪化しており、有毒な植物プランクトン等が発生している可能性がある。海水が滞留しやすいため、水温、塩分の低下、水質の悪化について、海水の循環による解消を期待するこ

とは難しいとも言っております。

海底の溶存酸素が6月以降大きく低下すること、海底の泥の中に猛毒の硫化水素の蓄積の可能性が否定できないとも言っており、苛酷な状況を述べています。

以上のことから、イルカを健康に飼育する環境として、極めて不適合な環境が続いていたということでもあります。この問題は、地球環境の悪化も相まって、解決にかなりの難しさを含んでおります。

2つ目のよい餌について、適切な餌の量と内容を検討する必要があるとしております。これから、いろいろやってみるしかないということでもあります。服用薬についても、同様な見解を述べています。

3つ目のよいトレーニングについては、運動量が適切であるか検討の必要がある。これからのいろいろやってみる必要があるという形であります。

飼育、調教技術については、イルカパークのスタッフの経験年数は短く、スタッフに経験を積ませることが必要だとしております。これまでスタッフが全員辞めてしまい、新しく入れ替わった今の環境で、飼育、調教技術は大きく落ちていると言わざるを得ません。

以上の3点に関する現状を見たときに、イルカを健康に飼育できる環境にないことははっきりしています。イルカパークに明るい希望は見えてきません。

報告書に上げられた改善点を一つ一つやるにしても、死亡原因が自然環境の悪化に起因することは、たやすく改善するものではないと考えます。

報告書は、改善策を現実化していくに当たり、費用面で実施することが困難になる状況はできるだけ避けなければならないというふうにしております。改善策を一つ一つクリアしていくため、巨額の財政支援をやり続けることを考えなければなりません。ここで立ち止まって考える必要があります。

イルカを飼育することをやめることが、総合的に判断して出すべき結論ではないでしょうか。イルカの飼育をやめ、イルカパークを新しい施設に変える決断をすべきだと考えます。

よって、イルカの飼育を前提とした、指定管理者の指定期間の変更について反対といたします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。武原議員。

〔議員（3番 武原由里子君） 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） 議案第57号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について、反対の立場から討論を行います。

令和5年9月会議に上程された予算特別委員会での議論を踏まえ、本議会の提出に先立ち、イルカの飼育技法や生体展示の水質等の環境測定や分析等、その範囲での管理体制の在り方に限定

する形ではあったものの、イルカパーク管理環境等検討委員会を設置し、ホースセラピーを専門とする獣医師や生物工学や水質環境科学を専門とする研究者などの有識者を招聘し、3回の会議ながら、制約条件の範囲内で検証を試みたこと自体については一定の評価を行います。

同時に、これまでこうしたアドバイザリー体制を指定管理者の職務として取り入れる仕様になっていなかったことが残念であり、また今後、指定管理者及び設置者の市が継続してアドバイスを求めながら、イルカという生き物に対するアニマルウェルフェア、そして働く人と運営会社のガバナンスに関するモニタリングを行い、向上を図っていく姿勢を重ねていくことに大きく期待いたします。

しかしながら、この12月会議でイルカパークに関する指定期間の変更についてという議決を行うことは時期尚早であり、まだ検証の深化や未検証の領域の検証が必要であるということから、現時点での採決においては賛成できず、よって反対の姿勢を取るものです。

具体的には、次の2点についての課題が残されていると考えます。

第一に、今回のイルカパーク管理環境等検討委員会での議論においては、イルカの生体展示とその環境のみが議論の対象となっており、指定管理者のパークマネジメント社の経営状況の厳しさや、従業員の大量離脱につながった経緯など、それがイルカに与えた影響などが全く検証、議論されておられません。

指定管理者を第3セクターとして市が設立に寄与した経緯と、その第3セクターであった株式会社の株式を急遽売却した経緯などが、イルカにストレスを与えた可能性などの影響まで丁寧に検証されるべきです。

第二に、今回のイルカパーク管理環境等検討委員会での議論においては、イルカを公共施設として実際に飼育している施設の職員や、関与している獣医師という専門家の参画がありませんでした。

佐世保市の持ち株比率50%の第3セクターであるさせばパールシー株式会社や、鹿児島市が出資する公益財団法人鹿児島市水族館公社などから、施設管理の実務担当者を委員として招聘するなどして、生体展示に関わる合理的な設備投資の在り方などを、より専門的に議論、検討が重ねられるべきだと考えます。

つまるところ、イルカパーク管理環境等検討委員会では、議論は、まだ入り口に立ったばかりであり、公の施設の現指定管理者の指定管理の変更についてはもちろん、安易な設備投資も含め、まだ何も着手できている状況ではありません。

よって、指定管理の延長を行わず、指定管理を一旦満了した上で、一旦、壱岐市直営とし、イルカの生態の理解からイルカの管理の在り方について、市職員が直接汗をかき、これまでの飼育環境を読み返し、当初以来の実績を根本的に検証していくことが、イルカパークの在り方を考え

ていく上での原点になるのではないのでしょうか。

その上で、例えば、IKI PARK MANAGEMENT社を改めて第3セクターとするなど、増資を行い、市から部長級などを増員し、取締役、監査役として派遣するなどして、市長がリーダーシップを発揮する形で、地方自治法に基づく市長要求監査を監査員に求めていただき、監査員が主導する形で、社労士や会計士、イルカの専門家などを監査専門員として招聘し、監査制度による検証を行っていただくといったことも必要ではないのでしょうか。

それぐらいの覚悟と準備を示していただいて、各種の是正等を講じていただいてから、指定管理の期間の延長といった議論を議会に示していただくことが求められているということを指摘し、反対討論といたします。

〔議員（3番 武原由里子君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。松本議員。

〔議員（1番 松本 順子君） 登壇〕

○議員（1番 松本 順子君） イルカパーク、現指定管理者の指定期間延長について反対討論をいたします。

イルカパーク管理環境等検討委員会での結果を今後もつないでいくためには、現管理者が必要ということで、私も本来は賛成すべきではと思うところもありました。

ありましたが、13日の一般質問でも言いましたとおり、現管理者への経営者としての資質に疑問を感じております。

そして、本来の規定どおりに新たな指定管理者を募集した上で応募がなかったとなれば致し方なしとも思えたのですが、そして、せっかく検討委員会で話し合われた対応について、今、一番急がなくてはならない、冬場の海水温の低さからイルカを守るための対策が実行される心配がありません。

費用はそれほどかからずできると言われていたから、それだけは早急にしていただけると私は思っておりました。

令和2年の壱岐島リブートプロジェクトでは、イルカファーストをうたっておきながら、全くもってイルカファーストとは思えない実態、これで、もしまたイルカが死ぬようなことがあれば、その責任を現管理者が背負ってしまう、一生懸命にイルカと向き合っているスタッフの方々の心の傷になってしまうと考え、ここは一旦、壱岐市の経営に戻して、一日も早くイルカを海に帰すべきとし反対討論といたします。

以上です。

〔議員（1番 松本 順子君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。武原議員。

〔議員（3番 武原由里子君） 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） 議案第59号第4次壱岐市総合計画の策定について、反対の立場から討論を行います。

当該計画の策定に当たっては、令和5年から2か年度にわたり、壱岐市総合計画審議会において活発な議論が行われたことは承知しております。

市民アンケートや委託先のシンクタンクによる先進的な知見などを基に、根拠に基づく丁寧な議論が進められてきたこと自体には、委員の皆さんや事務局を務めた市担当課職員、そして委託先のシンクタンクの方への感謝の念を持っております。

また、総合計画の策定に先立って、壱岐市自治基本条例第30条に基づく条例の見直しから丁寧に行った上で、総合計画の策定に臨んだことについても、その丁寧さを高く評価しています。

それらの丁寧さが、総合計画における基本戦略部分においては十分に評価できると考えます。

それでも、今回の議案に対してあえて反対を行うのは、今回の議案となった内容は、総合計画における基本戦略部分にしかパブリックコメントを経していないものであり、パブリックコメントを経していない議案を上程されても、私には賛否を明らかにできないため、反対をせざるを得ないというものであります。

むしろ、まさに今採決されようとしていること自体が、二代表制に基づく議会性民主主義の

在り方として疑問を持たざるを得ません。

総合計画における基本戦略のみが議案として上程されていれば賛成できますが、パブリックコメントを行っていない分野別まちづくり計画部分を含めた現時点での総合計画案は、議決対象の議案として認識できず、賛成できないという民主主義の原則論による視点により反対を行います。

分野別まちづくり計画については、今後は各担当課の個別分野計画として非公開となり、市民への公開がないままに、これからの壱岐市のまちづくり計画が策定され実施されることとなります。これは、壱岐市と市民と一緒に前へというシン市役所が掲げる理念とはかけ離れたものになりかねません。

2050年を見据えた壱岐市のまちづくりを市民と共に計画することで、市民が主役のまちづくりが実現できると考えます。今後、市民の笑顔があふれ、持続可能な壱岐市となることを期待し、反対討論といたします。

〔議員（3番 武原由里子君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号から67号までの3件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号から67号までの3件を一括採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第65号から67号までの3件は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第61号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第17、議案第61号を議題とします。

本件につきましては、予算特別委員会に審査を付託しておりましたので、審査の結果について委員長から報告を求めます。土谷勇二予算特別委員会委員長。

〔予算特別委員長（土谷 勇二君） 登壇〕

○予算特別委員長（土谷 勇二君） 令和6年12月20日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

予算特別委員会委員長、土谷勇二。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をします。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第61号令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）、原案可決です。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから予算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員会委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号について採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第61号については原案のとおり可決されました。

日程第18、認定第1号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第18、認定第1号を議題とします。

本件については、決算特別委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。山川忠久決算特別委員会委員長。

[決算特別委員長（山川 忠久君） 登壇]

○決算特別委員長（山川 忠久君） 令和6年12月20日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

決算特別委員長、山川忠久。

委員会審査報告。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議則第110条の規定により報告します。

議案番号、認定第1号、件名、令和5年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。

委員会意見、全事業において明確な目的意識を持って効果的な結果が出るよう努めること、特にSDGs事業について、壱岐市に暮らす全ての方が日常的な社会一般の活動の中にも持続可能な社会の実現に貢献していることを実感できるよう事業を進めること、また主体的に動ける人材を一人でも多くつくる取組を進めること。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから決算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員会委員長報告を終わります。

[決算特別委員長（山川 忠久君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） これから認定第1号について討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

[議員（4番 山口 欽秀君） 登壇]

○議員（4番 山口 欽秀君） 認定第1号令和5年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定に反対する討論を行います。

反対の第一は、今の壱岐市の農業、漁業、そして市民生活への支援が不十分なことであります。

壱岐の農業、漁業は深刻な状況にあります。耕作放棄地が広がり、農業を営むのは高齢者で、若者の後継者が少ない事態にあります。この1年で一気に畜産をやめる人が増える、牛の数がどんどん減っていく事態であります。漁業ではブリやイカの魚などが獲れなくなり、魚価も低迷して、漁師の皆さんの生活の苦境が広がっています。

そんな窮状の中で、国、県からの補助金による市の施策は、農業では大規模化を進めるための機械や設備の補助が多く占めております。漁業では高齢者の所有する船の機関が故障しても、修理の補助がなく冷たいものです。漁業をやめざるを得ない事態に追い込まれています。

小規模な農業、漁業者の実情を打開するための苦境に寄り添う支援が求められていますが、そ

のことがありませんでした。

反対の第二は、高齢者、若者に冷たいことです。

高齢者は運転免許を返上すると、毎日の生活の不安と我慢を強いられることとなります。病院や買物に行くのに苦勞しています。生活の貧困と心配に襲われる状況にあります。老人ホームへの入所の希望がかなえられるには、高い壁が立ちはだかつております。

子育て世代の若者は、低賃金の中で子育てに追われ、安心して預けられる保育所を望んでいます。高齢者、若者が安心して暮らせる施策が乏しい、もっと必要であると考えます。

第三の反対理由は、多額の予算を使いながら、壱岐市の課題につながっていないことでもあります。

壱岐市は、SDGs事業に2,200万円の予算を使っています。事業内容は、壱岐なみらい創りプロジェクトに500万円で、その中身は市民対話会に300万円、アイデア実証に200万円です。そして、壱岐市版SDGs認証パートナー制度300万円、広報プロジェクトに500万円と使っております。

いずれも多額の予算ですが、しかし、どれをとっても、今の壱岐市の抱える課題の解決につながっているとは思えません。

また、外部人材活用促進事業に1,269万円余が使われております。壱岐なみらい研究所研究開発支援事業に500万円、エンゲージメント型競争推進事業に550万円、壱岐なみらい研究所運営支援事業に200万円と、これまた多額の予算が使われています。

島外の大学・企業のもうけにつながってはいても、壱岐市民の生活福祉増進につながっているとは思えない事業であります。これまでの事業の成果を検証し、整理、統合、廃止の決断をするときだと考えます。

反対の第四は、一部企業の利益のための事業が進められてきたことです。

Power to Gas推進事業が継続されて進められています。これまで、5億円近くの予算が費やされてきました。水を分解して水素と酸素を作り、水素を使い発電する、そしてその酸素と温水をフグ養殖に使うというものです。この事業で、一企業は年間1,500万円を超す利益を上げております。

市民の生活向上に貢献することにつながっておらず、一企業が養殖業で多額の利益を上げることにつながっています。多額の税金を投入し、一企業の利益を生むこのような事業はやめるべきです。

今、壱岐市が特に重視してやるべきことは、壱岐市民の福祉増進のために取り組むこと、地場産業である農業、漁業の振興に力を注ぐことであると考えます。

以上の理由をもって反対とします。

[議員（４番 山口 欽秀君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第１号を採決します。この採決は起立によって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第１号は認定することに決定いたしました。

日程第１９．発議第３号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第１９、発議第３号を議題とします。

提出議員の説明を求めます。１５番、赤木貴尚議員。

[提出議員（赤木 貴尚君） 登壇]

○議員（１５番 赤木 貴尚君） 発議第３号、令和６年１２月２０日、苓崎市議会議長、小金丸益明様。

提出者、苓崎市議会議員、赤木貴尚。賛成者、苓崎市議会議員、音嶋正吾、植村圭司。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の改正・延長に向けた意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、苓崎市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の改正・延長を求める意見書。

特定有人国境離島地域においては、平成２８年に有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法——以下、有人国境離島法といいます——が制定されて以来、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した各種施策により、その恩恵を享受しているところである。

国境離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、再生可能エネルギーの導入及び活用などの観点から、極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、厳しい自然的、社会的条件の下、人口減少や高齢化が急速に進展するとともに、基幹産業である１次産業の停滞に加え、人の往来、生活物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった課題が山

積しており、国境離島をめぐる状況は依然として極めて厳しい状況にある。

国境離島地域の人々が、将来にわたり安心して暮らし続けていくことができる地域社会を維持していくためには、引き続き国による特別な措置を講ずる必要がある。

よって、現行の有人国境離島法が令和8年度末をもって失効することから、地域の実情や要望を反映した内容に改正の上、期限延長を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日、長崎県壱岐市議会。

送付先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、国土交通大臣殿、内閣官房長官殿。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） お諮りします。本案については、会議規則第37条2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議員派遣の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第20、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレットの配信

のとおり決定いたしました。

日程第21. 委員会の閉会中の継続調査の申し出の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第21、委員会の閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各委員長から、継続調査の申出がタブレットに配信されております。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のあった、委員会の閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で、予定されました議事は終了いたしました。この際、お諮りします。12月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

ここで、篠原市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 令和6年壱岐市議会定例会12月会議の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、12月6日から15日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重なる御審議、また御意見、御助言を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たってまいりますので、今後とも御理解、御指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、市内における感染症の発生動向について、インフルエンザと新型コロナウイルス感染者が急激に増加しており、年末年始にかけて人の流れが活発になることから、さらなる感染拡大が予想されます。市民皆様におかれましては、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

次に、12月13日、来年春の甲子園第97回選抜高等学校野球大会の21世紀枠候補校として、九州地区から壱岐高校が選出され、12月16日、長崎県高野連の大川会長より同校へ表彰盾が授与されました。部員が掲げる「壱岐から甲子園へ」という大きな夢の実現に向けて、島を

上げて期待が高まっているところであります。

市といたしましては、壱岐高校野球部への応援のため、先般の予算特別委員会でも申し上げましたとおり、ガバメントクラウドファンディングによる寄附の募集を開始いたしております。

市民皆様並びに議員皆様におかれましては、島外にお住まいの御親族並びに御友人、知人の皆様にお声がけいただき、同校野球部への御支援に御協力賜りますようお願い申し上げます。

これからの季節は大変寒くなることも予想され、空気が乾燥し、暖房機具を使う機会も多くなることから、市民皆様におかれましては、火の取扱いに十分御注意され、火災予防に努めていただきますようお願い申し上げます。

本年も残すところあと僅かとなりました。この1年間の市民皆様、議員皆様の市政に対する御理解、御協力に対し、改めてお礼と感謝を申し上げます。

これから年末年始にかけ多忙な時期となっております。市民皆様、そして議員皆様におかれましては、体調管理に十分御留意され、健やかに輝かしい新年をお迎えになられますことを心から御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 私からも閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

市民皆様、職員皆様、そして議員各位におかれましては、今年一年、壱岐市議会に対しまして御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございました。

本年は元旦早々、能登半島地震に続き、震度6クラスの地震が多発するなど、自然災害への日頃からの備えの大切さを痛感させられた年でもありました。

また、物価高騰の新たな課題にも直面した一年になりました。急速に進む高齢化、そして少子化問題等、また農林水産業の活性化など、諸課題の解決に向けて、これからも市議会一丸となって、市民皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指して、精いっぱい努めてまいり所存でございます。

さて、本年も残すところ、あと僅かとなりました。日々寒さが厳しくなります。また、島内ではインフルエンザ、コロナの感染が危惧される時期にもなっております。皆様方におかれましては何かと御多忙なことと存じますが、くれぐれも御自愛の上、御健勝にて輝かしい新年を迎えられますよう、心からお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

○議長（小金丸益明君） これをもちまして、令和6年壱岐市議会12月会議を終了いたします。

ここでお諮りします。会議規則第7条の規定により、本日をもって、令和6年壱岐市議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本日をもって、令和6年壱岐市議会定例会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

午前10時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 松本 順子

署名議員 赤木 貴尚

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員